

コンクリートポンプ車の 特定自主検査者実務研修(UT検査コース)のしおり

社団法人 建設荷役車両安全技術協会

特定自主検査者に対する実務研修「UT検査コース」について

コンクリートポンプ車のブーム折損等による労働災害の多発に伴い、厚生労働省より通達（平成 20 年 7 月 23 日付基安安発第 0723006 号「コンクリートポンプ車による労働災害の防止について」）が発せられ、原則として製造されて 4 年以上経過した場合及び応力がかかる部材が溶接等で補修された場合のコンクリートポンプ車の特定自主検査に於いては、ブーム等の特定の箇所について超音波探傷検査（以下、「UT 検査」という。）を行う事が適当であるとされ、義務付けられました。

特定自主検査（以下「特自検」という。）における UT 検査は、特自検の検査者（以下「特自検検査者」）資格だけでは行う事が出来ず、（社）日本非破壊検査協会が認定する「検査レベル 1 以上」の資格が必要です。

現在、「検査レベル 1 以上」の UT 検査資格を取得している特自検検査者が殆ど居ないことから、UT 検査は外部の UT 検査会社等に委託することとなりますが、外部の UT 検査会社の UT 検査者には「検査レベル 2 以上」の資格が求められています。

なお、UT 検査の測定箇所・方法等は受託者（UT 検査者）に裁量の余地が無い様に、特自検検査者が指示等しなければならず、また、異常の有無の判定は特自検検査者がしなければならぬこととなっています。

従って、外部委託した UT 検査者による検査結果（報告書）を受け取って、その結果を特自検の検査記録表（及び詳細記録表）に反映する等の特自検検査者の役割や UT 検査の知識等を付与するための実務研修を行っています。

ケンキョウ

以下に、（社）建設荷役車両安全技術協会（以下「建荷協」という）が実施する実務研修の内容及び受講手続き等について説明します。

1 研修の対象機械

対象機械：車両系建設機械（コンクリートポンプ車）

2 研修コースと受講対象者

研修の種類		受講対象者
記号	名称	
U	UT 検査コース	当協会で開催された検査者資格取得研修（事業内検査者資格及び検査業所属検査者資格）によって車両系建設機械（コンクリートポンプ車）の検査者資格を与えられた者、及び希望する者。

3 研修の内容と時間

科 目	範 囲	時 間 (Hr)
1. UT 検査義務化の背景	① コンクリートポンプ車の事故事例 ② 通達の趣旨	0.5
2. UT 検査について	① UT 検査者資格、UT 検査会社 ② UT 検査知識 (検査方法、検査機器等)	2.0
3. 詳細記録表について	① UT 検査報告書の判断及び詳細記録表の記入要領 ② 特定自主検査者としての役割	1.0
合 計 時 間		3.5

(注意) 研修時間は最低時間を示します。

4 研修受講料

研 修 の 種 類		会 員	一 般
U	UT 検査コース	13,700	14,500

- (注意) ① 受講料には、テキスト代及び消費税 5%が含まれています。
② 当協会会員所属の受講者の受講料は、協会が教材費の一部を負担した額です。
③ 本表に含まれるテキスト代以外の教材類を追加する等の際は、本表受講料と異なる場合があります。
④ 受講料は、研修を実施する建荷協・支部に納金してください。

5 研修の受講手続き

実務研修の受講を希望する方は、次の書類を整え、研修を実施する建荷協・支部に申込みを行ってください。

- (1) 特定自主検査者実務研修受講申込書。(様式 92U 号)
- (2) 特定自主検査者は、その資格を証明する修了証の写。

前記申込みを頂いた方は、建荷協・支部より「特定自主検査者・実務研修受講票」(様式 94 号) が送付されますので、それに従って受講してください。

6 研修修了証の発行

本実務研修を受講・修了された方には、受講した証として実務研修「UT 検査コース」の修了証が発行されます。

ただし、特定自主検査の有資格者以外は、UT 検査結果の判断を含めて記録表の作成はできません。

問い合わせ先

平成 22 年 3 月作成